

## 青森県教育委員会第786回定例会会議録

期 日 平成26年7月2日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- 議案第1号 学校職員の配偶者同行休業に関する規則案・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則案・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況

平成26年7月2日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時46分
- ・出席者の氏名  
豊川好司、町田直子、清野暢邦、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
佐藤理事、奈良教育次長、岡田参事、教育政策・職員福利・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員  
清野委員、中沢委員
- ・書記  
外崎学、村上健

# 会 議

## 議 事

### 報告第 1 号 議案に対する意見について

(佐藤理事)

県議会第 278 回定例会に提出された「青森県いじめ防止対策審議会条例案」など 6 件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、御報告する。

まず、職員の配偶者同行休業に関する条例案についてであるが、この条例案は、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを希望する有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員法の改正に伴い創設された配偶者同行休業制度を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

休業の期間は最長 3 年であり、配偶者同行休業をしている期間は、無給となるものである。

次に、青森県いじめ防止対策審議会条例案についてであるが、この条例案は、いじめ防止対策推進法の規定や、青森県いじめ防止基本方針を踏まえ、同法第 14 条第 3 項の規定に基づき、地方自治法が定める附属機関として青森県いじめ防止対策審議会を設置するものである。審議会の所掌事務は、いじめの防止等のための対策についての調査審議、法第 28 条第 1 項の規定による重大事態の調査、その他いじめに関する重要事項の調査審議等となっている。委員の構成は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関して優れた識見を有する者 6 名以内で構成することとなっている。

続いて、青森県職員定数条例の一部を改正する条例案についてであるが、この改正は、平成 20 年に策定した青森県行財政改革大綱に基づく定員適正化の計画期間が平成 25 年 4 月 1 日に終了したことから、この期間の適正化実績を踏まえ、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関における職員定数等を改めるものである。

また、その他改正項目として、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、配偶者同行休業をしている職員等を定数に含まないこととする取扱いを規定するものである。

次に、青森県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案についてであるが、この改正は、地方公務員法の改正により、任命権者が人事行政の運営の状況に関し地方公共団体の長に報告しなければならない事項に「休業」が加えられたことから、その旨を当該条例に追加するものである。

続いて、青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例案についてであるが、この改正は、職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴い、配偶者同行休業をしている職員を学校職員の定数に含まないこととする取扱いを規定するものである。

最後に、青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例を廃止する条例案についてであるが、公益法人制度改革による公益法人又は一般法人への移行申請期

間が終了し、本年4月1日までに、この条例の対象となる特例民法法人の公益法人等への移行等が完了したことに伴い、当該条例を廃止するものである。

これら6件の条例案については、いずれも公布の日から施行するものである。

(豊川委員長)

ご意見ご質問はあるか。

なければ報告第1号については了解した。

### 議案第1号 学校職員の配偶者同行休業に関する規則案

(山田職員福利課長)

地方公務員法の改正に伴い新たに創設された職員の配偶者同行休業制度について、本県においても実施するため、平成26年6月定例県議会に職員の配偶者同行休業に関する条例案が提案され、可決されたところである。

当該条例において、配偶者同行休業の承認等は各任命権者が行うこととされていることから、この規則において学校職員の配偶者同行休業の承認に係る基本的な事項について、新たに規定するもので、規則案は、条例と同日付けで公布・施行するものである。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第1号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員長)

議案第1号は原案どおり決定する。

### 議案第2号 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則案

(山田職員福利課長)

今回の改正は、先般開催された第278回定例県議会において、青森県いじめ防止対策審議会条例が制定されたことに伴い、学校教育課の所掌する事務に「県いじめ防止対策審議会に関すること」を加えるものである。

この規則は、公布の日から施行するものである。

(清野委員)

「県教育委員会の附属機関として、青森県いじめ防止対策審議会を設置する」とあるが、どのような性格の機関とするのか。県教育委員会に対する審議会の立ち位置と、この機関が持つ職責・権限はどの程度のものなのかを具体的にお示しいただきたい。

(成田学校教育課長)

この審議会は、青森県いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、県教育委員会に設置されるものである。その役割・機能としては、県立学校におけるいじめについて、県教育委員会の諮問に応じ、防止等のための調査研究と審議を行い、また、いじめに関する通報や相談について、第三者機関として、当事者間の関係を調整するなどして、問題の解決を図ることである。さらに、県教育委員会が調査を行う場合に、必要に応じて、専門的な見地からの助言を行う。また、いじめにより県立学校の児童生徒が自殺を図ったり、長期間、登校できなくなった場合などの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を県教育委員会が行うと判断した場合には、この審議会が調査組織となる。

(清野委員)

どの程度の権限を持つのか。

(成田学校教育課長)

「権限」というのが相応しいかは別として、県教育委員会が審議会に諮問し、答申をいただくという機能がある。

(清野委員)

他の諮問機関と同じような立ち位置にある組織ということか。

(成田学校教育課長)

他の機関の役割については、法律を詳細に把握していないのでわからないが、法律に基づいて、県教育委員会が先程申し上げたような役割を持った審議会を設置するものである。

(清野委員)

基本的に、教育委員会から諮問を受けて、答申するための機関ということか。

(成田学校教育課長)

基本的にそうである。

(清野委員)

審議会の役割として「調査・審議」とあるが、警察組織との関係はどうなるのか。

(成田学校教育課長)

この審議会は、大学教授等を中心とする6名以内で構成されるが、必要がある場合は、審議会の中で協力することもある。そういった関係性については、審議会でも御審議いただくことになると思う。

(清野委員)

その都度、事案に応じて協議されるということか。

(成田学校教育課長)

重大事態が起こった場合、審議会は調査組織としての役割を果たすことになるが、そうした場合には、その時々状況に応じて対応を審議していくこととなる。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

### 議案第3号 青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則案

(山田職員福利課長)

この規則は、教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督について必要な手続き等を定めているものであるが、このたび、所管する特例民法法人の公益法人等への移行が完了したことに伴い、青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する条例が廃止されたことから、本規則を廃止するものである。

なお、解散した特例民法法人のうち、財産の清算が終了していない法人については、引き続き特例民法法人であると解釈されることから、これらの法人を監督するため経過措置を設けるものである。

この規則は、公布の日から施行するものである。

(野澤委員)

特例民法法人には、具体的にどのような法人があるのか。

(山田職員福利課長)

従来、民法で定められていた公益法人が5年間の移行期間を経て、一般法人あるいは公益財団法人等へ移行する間のことを「特例民法法人」と呼んでいる。法人の数としては、102法人あり、学校後援会や奨学金を貸与する会、体育協会等様々ある。102法人のうち、89法人は4月1日をもって移行登記を完了し、13法人が解散している。

(豊川委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(豊川委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

### その他 職員の懲戒処分の状況

(豊川委員長)

6月中に行った職員の懲戒処分については資料のとおりである。何かご意見、ご質問はないか。なければ、懲戒処分の状況については了解した。